

総務文教常任委員会記録

平成30年12月6日

【開催日】 平成30年12月6日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時25分

【出席委員】

委員長	河野朋子	副委員長	伊場勇
委員	笹木慶之	委員	高松秀樹
委員	長谷川知司	委員	宮本政志
委員	森山喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰		
----	-----	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	芳司修重
総務課危機管理室長	青木宏薫	市民部長	城戸信之
市民部次長兼市民生活課長	藤山雅之	教育部長	尾山邦彦
教育総務課長	吉岡忠司	教育総務課課長補佐兼総務係長	矢野亜希子
教育総務課学校施設係長	若松宗徳	学校教育課長	三輪孝行
学校教育課主幹	真鍋伸明	社会教育課長	河上雄治
社会教育課課長補佐	池田哲也		

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	議事係長	中村潤之介
------	-----	------	-------

【審査内容】

- 1 請願第2号 埴生小学校移転跡地の管理・活用・予算計画の請願書
- 2 請願第3号 埴生複合施設移設に伴うサイレン継続設置を求める請願について
- 3 請願第4号 市立小中学校の空調設備に使用されるエネルギー（燃料）について

4 閉会中の継続調査事項について

午前 10 時 開会

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。審査内容 1 番、請願第 2 号埴生小学校移転跡地の管理・活用・予算計画の請願書についてですが、これは昨日請願者と紹介議員を含めて参考人として来ていただきまして、この請願の趣旨など御意見をいろいろお聞きし、質疑をしたところです。これについてやはり担当の執行部からの意見など、いろいろ聞きたいことがあるということなので、今日は来ていただきました。よろしくお願ひします。まず、この請願について、執行部のほうから何か説明がありましたら先にお聞きしますが、どうでしょうか。なければこちらからの質疑でしたいと思いますが。（「はい」と呼ぶ者あり）それでしたら、先日いろいろお聞きした請願の中身について、委員のほうから執行部にお聞きしたいことがあるようですので、質疑を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

笹木慶之委員 昨日、宮本委員のほうから聞き取りに関連して、請願者に対して質問したわけですが、この関連は平成 28 年の議会、総務文教常任委員会の中で紹介議員であった議員から質問があつて、教育委員会は部分的にきちっと答弁しておられる部分があるんです。そのことと今回の請願との関係をどのように受け止めておられますか、請願内容を。既に回答済であるという部分が中に数項目あるんです。

尾山教育部長 昨日、平成 28 年 5 月何日かはちょっと覚えていませんが、当時の部長というのは私です。そのときには既にそのように考えておりました。今も同じ考えですが、それは草刈りに対して発言をさせていただいたので、そのときにほかにどのような御質問をいただいたかは、申し訳ありませんが議事録を持っていませんし記憶も定かではないので。このたびの請願を見ますと、そのほかにもいろいろと、私のほうには要望書

ということで頂いておりますけれど、出ておりますのでこういったことをずっと不安というか地域の課題であるというふうに自治会長さんが受け止めてこられて、いよいよ1年半後に移転が迫ったということでお出しになられたんだらうとは受け止めております。この全部で六つぐらいありますが、この多くは、七つですか、これまでも地元に行ってお聞きしてきた課題ではございます。そういうことで受け止めております。

笹木慶之委員　そうしますと、まとめとしてもう一度確認しますが、特段以前の発言について意識はしていないと。要は今回のことについてその後の状況の変化に応じて、この請願が出されたということでの対応でいいというふうに判断しておられるわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

長谷川知司委員　今日、教育委員会が主に来ていらっしゃいます。というのは、行政財産ということで教育委員会が担当ではあると思いますが、これについて私が11日に一般質問する予定ですので、ちょっとダブるようになるかもしれませんが、全庁的にその跡地を考えるということが必要ではないかと思うんです。今教育委員会が持っている行政財産だから教育委員会だけで考えるというのではなくて、そういうことを全庁的に考えるシステムを作られたほうが、いざその空き地が本当の空き地になったときに活用しやすいんじゃないかなと、ちょっと感じておりますので、11日の一般質問の前触れとしてちょっとそれを考える余地を。是非お願いしておきたいと言っておきます。

河野朋子委員長　それは後日ゆっくりやっていただきますけれど、請願の中身について何か確認したいこととか質問がありますか。

伊場勇副委員長　この請願の内容は埴生小学校の跡地をどうするかという計画が、まずいつできるのかというところも含まれているのかなと思いますが、9月の矢田議員の一般質問で、跡地の利用については大切なことだと認識されているということと、今後検討してまいるといふところもお

っしやっておりますが、計画がいつできるのかというのは、明確にいつできるというのはまだ決まってない、まだ検討中ということによろしいんでしょうか。

尾山教育部長 今まだ、予算を伴うものですから、見積りを徴したりあるいはどのように工夫すれば実現できるのかというのを教育委員会事務局の中で検討作業を進めているところでして、決まったものはまだございませんし、予算を伴うことですので、そうした面では決まりましたということを上げられる時期が、やはり平成32年度以降の当初予算が決まってからでないと、なかなか申し上げられないところはございます。

高松秀樹委員 請願の3番目なんですけれど、歩道がありますと。通学・生徒の交通安全確保対策とあるんですが、今教育委員会の見解はこの歩道についてどのように考えていらっしゃるのか。現状はどういうふうに思っているんでしょうか。

真鍋学校教育課主幹 歩道の危険性についてですが、山陽小野田市通学路交通安全プログラムというものがあまして、市内の通学路の危険箇所については、全ての学校で点検をして道路管理者と共に一緒に会議などを行って改修の必要があるかどうか検討しているところで、この箇所につきましても、平成27年と平成29年の2回、国道管理者を含めて警察、教育委員会、学校等と一緒に確認をしたんですけれども、確かに歩道が狭いということではあるんですけれども、国道管理者のほうからは歩道の拡幅については実現性や優先性など、優先順位を検討しているという御回答をいただいているにとどまっています、教育委員会としても狭いとは考えますけれども通れないものではないと考えて、中学生が主に通っているところです。

高松秀樹委員 ということは、すぐに交通安全確保対策は必要がないんじゃないのかと教育委員会は考えているということですか。それとも今ほかの

ほうで検討しているということなので、その検討結果を見て教育委員会も検討していこうって話ですか。

真鍋学校教育課主幹 確かに狭いという部分がありますので、今後も要望をして拡幅のお願いをしてまいろうとは思いますが、同様な程度の危険箇所というのは市内に何箇所もあって、それと併せて今後も改修を要望してまいりたいというスタンスです。

高松秀樹委員 4番目に埴生小学校跡地石碑の設置とあるんですが、これ、現段階では教育委員会はどのようにお考えなんですか。

吉岡教育総務課長 現在、この件についても検討中ではありますが、今までに市内の公共施設、学校で廃止あるいは移転したものがありますので、そちらに倣って進めていきたいというふうに考えております。

高松秀樹委員 今説明のあったそちらに倣ってというのは、全てこういう何かあるんですか、石碑か何か。それとも倣ってというのは何もないということになるんですか。

吉岡教育総務課長 その辺りを、今調査中です。

笹木慶之委員 もう1件確認します。一番最後に予算のことが書いてあります。予算計画を御検討されお示しくださいとありますが、これはいつの時点かということもあるので、幅広く考えて捉えてしまえばそれはそれでなんですが、前提論で考えるとそうもならないのではないかなという気がしますが、いかがでしょうか。

尾山教育部長 自治会長さんとはお会いしたときに、この予算計画というもの、この自治会長さんは民間企業にお勤めだった方で、地位の高い役職を務められた方のようなんですが、役所では、予算計画というものは財政計

画というのはあるんですけど、ちょっとこの民間で言われる予算計画というのは私も正直どういうものかよく分からないところがありまして、役所では事業を進めていく上では実施計画というものがあります。実施計画は向こう5年ぐらいを見込んで立てていって、そこにはどのような経費が必要で、総額幾らですというようなものを作成して取りまとめて、その上で事業を精査して予算要求に移行して、そこで最終的には市長がどの事業に予算を付けるかを決定して進んでいきますという御説明を差し上げたところですので、この回答書を、要望書を頂いていますので、作成いたしますが、この5番の項目については、一応、短期・中期・長期で示してくださいというのが冒頭に書いてありますので、現時点では短期を3年とし、中期を6年とし、長期を10年ぐらいというふうな見立てで分けて、お示ししなくちゃいけないのかなとは思っているんですけど、何せまだ全部予算がどれくらい掛かるかというのを把握し切れていないところもありますので、ちょっと今苦慮しているというのが実情です。民間のほうではきちんとされているのかもしれませんが、ちょっと役所のほうでは、なかなかその辺が、まだ今新しい事業ですので、数字をつかみかねているところで、見積書を徴している段階ですので、ちょっと数字を入れるのは難しいのかなというようには思っております。ただ、これはこれで要望書を頂いているということですから、また決まりましたらこちらから埴生の西側自治会に出向いて、御説明はいずれさせていただきたいと思っておりますけれど、今回の要望書の回答において、具体的な金額の明示は難しいのかなと思っております。

笹木慶之委員 はい、分かりました。そのとおりだろうと思います。ただ、数
字的なものは別として、今部長が言われたように地元とのコミュニケー
ション、そういう状況についての説明は、やはり親切丁寧にされるべき
だと思います。

河野朋子委員長 意見でいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに何か
確認したいことが。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、

請願第2号について質疑が終わりましたので。職員の入替えをさせていただきます。

(職員入替え)

河野朋子委員長 続きまして、審査内容2番に移りたいと思います。請願第3号植生複合施設移設に伴うサイレン継続設置を求める請願についてですが、これも昨日請願者をお呼びしまして請願の中身についていろいろ御意見をお聞きし、質疑を行ったところですが、今日は担当する部署に来ていただきまして、少し聞きたいことがあるので、時間を取っていただきました。それでは、まず最初に担当課のほうから何かこの件について説明などあればお聞きしますが、どうですか。考え方などあれば。

芳司総務部長 今回請願が出たということで、たしか10月の日付であったと思います。その後11月に入りまして、市に対しても全く同様の要望書が提出されておりますので、それらも受けて現在内部で検討しているところです。併せて、この件につきましては、今年の3月にも同様の請願なり要望というのが提出されておりましたので、この辺りも含めてということになろうと思うんですけど、基本的に現段階で、まず防災の観点で申しますと、考え方についての変更は特にはございません。Jアラートについては、今回の請願の中でも費用対効果等の観点から断念したということも書いてあったんですが、以前も御説明をさせていただきましたけれど、いわゆるJアラートの同報装置サイレンにつきましては、届く範囲であるとか1基当たりの費用であるとかそういったことを考えて、これをさらに増やすということではなくして、市民の皆さんへの情報提供については、防災ラジオであるとか携帯電話等を通じたメール配信、その他の手法を最大限活用していきたいということで申し上げております。併せて申しますと、更なる多重化ということは当然、災害時の情報提供について求められておりますので、現在まだちょっと研究なんですけど、このJアラートと連動して防災ラジオであるとか市内の公共

施設の放送設備、既存のものなのですが、これを活用した形で国から住民へ直接そして瞬時に情報が提供できないかといったことについても、現在研究しているところです。できるだけ早くと思っているんですが、一定の調査期間も必要と考えておりますが、いずれにしましても防災の観点からは今回特に設置ではなくして、既にあるものを最大限活用していくという考え方でいるということです。

城戸市民部長 市民部から御報告させていただきます。まず、このたびの経緯を踏まえまして、若干説明させていただければと思っております。先ほど総務部長も申しあげましたように、市長宛てにも同様の御要望を頂いております。この御要望につきましては、広聴機能として市民生活課が、市民の皆様からの御意見であるとか要望、苦情も含めて総合窓口となっておりますので、市民生活課が受け付けて、内容としましては、意見にもございましたように埴生地区の平成11年の高潮被害等も受けられまして、防災機能としてこのサイレンの継続、それと夕方6時に今鳴らしております、子供たちの帰宅を促すという形で時報としての機能、この継続の要望がございました。これはそれぞれ担当部署のほうで御回答ということで今お願いしておりますけれども、中に1点、現有機の移設についての御要望がございましたので、過去埴生地区におけるサイレンについて、やめてほしいとか継続してほしいという御要望に対しては、埴生支所が受付、回答等を調整しておりましたので、市民部のほうで移設の可能性について検討しようということで、このたび業者を呼んで、現在のサイレンがどうなのかというのもチェックをしていただいたところです。まず、結果だけを申し上げますと、埴生公民館の屋上に2基のモーターサイレンが設置されておまして、1基は7.2キロワット、もう1基は2.2キロワットということで二つあるんですけれども、この製造メーカーに来ていただいて、機能的にはどうなのか全部チェックしていただいたんですが、実際に稼働させてみて7.2キロワットのサイレンについては、既にもう故障で全く稼働していない。現在鳴っております2.2キロワットの1基のみであることが確認できました。その現

有機についてどうなのかということでチェックしていただいたんですけど、製造が1974年製で既に44年経過しておりまして、一般的には設置状況とか稼働状況にもよると思いますが、サイレン自体の耐用年数が大体15年程度ということで、当然メーカーとしてももう製造中止になっていますし、仮に移設したにしても必要な交換部品等の供給も既になされていないことが確認できまして、保証できないということですので、現有機の移設に関してはちょっと困難であろうという判断をしています。

河野朋子委員長 各部長からの説明がありましたけれども、何か質疑があればお願いします。

笹木慶之委員 先ほど総務部長のほうから、防災上の行政対応について説明がなされましたが、それはおっしゃるとおりだと思います。ここで昨日も聞いてみたんですが、今最後に城戸部長のほうからあったように、それはそれとしてどうもその音だけは発生するサイレンにこだわっておられたところもちょっと感じました。それはそうなんですが、しかし、結局求めるものは防災上の対応ということが主だと思えます。この書き出しからして、Jアラートを断念したということが一番最初に書いてあって、Jアラートの問題については1基ずつ付けるということについては膨大な予算が要るので、それで既存の施設に直結するシステムを検討してはどうかということをお前は既に2回申し上げて、総務部長はやりませと断言をされて、今取り組んでおられるという認識でいます。そのことを議会だよりも書きました。そのことは今回、やり取りの中ではなかったですか。そのことについて触れられなかったですか。これを持って来られたとき、提出時に多少の話があったんじゃないでしょうか。

芳司総務部長 請願あるいは要望の提出者の方ともお話をさせていただいたんですけど、現有の放送設備を使ったものであれば、それは取り組んでいきたいということで申し上げたんですけど、どうしても届く範囲が

今のJアラートの同報装置でも大体半径400メートル前後ということで、例えば学校の放送設備等になりますと、もっと狭い、恐らく学校の敷地内に届く範囲ということになっていると思いますので、十分には届かないんじゃないかと。あくまで、言われたのが今のモーターサイレンであれば半径2キロぐらい届くと。やっぱりそれぐらいでないという意味がないということも言われるんです。私どもとすれば防災の観点ではそういうことで御説明をさせていただいた上で、十分ではないかもしれないけれど、そういうふう音源といいますかそれを増やしていくことで、多重化を図っていきたいということを申し上げたんですが、ないよりはもちろんあったほうが良いということであるんですけど、それでは決して納得はされなかったというふうには捉えております。

笹木慶之委員 関連してですが、今の音を発するだけのサイレンというのは他の地区にはあるんですかね。他の公共施設には設置されてあるんでしょうか。いわゆる空襲警報みたいなやつ、昔のね。

芳司総務部長 その類は現在ないです。

笹木慶之委員 山陽地区にもそれらしきものがあつたけれども、それは消防の望楼に付いていたんです。ですが時代の流れによって、それは住民からのうるさいという声も随分あつたり、埴生も実際あつて、そういう経緯の中、小野田地区もそうだと思いますが違った形がどんどん普及してきているわけですよ。だから、もっと中身の濃い伝達できる方法が選ばれてきているということに思えば、確かにその1回鳴らしたら家火事、2回鳴らしたら何だという昔はそういうシグナルがあつたみたいですけども、ほかの地域にもどんどん普及させていくということであれば、今回の取扱いもまたそれに準じた考え方でしょうが、今説明があつたようにほかの地域は全くないし、それを広めることも考えてないという市の方針があるのかどうか。あるんですね。

芳司総務部長 今委員が言われたとおり、そういうふうに市としても考えております。基本的には今鳴っておりますのが、Jアラートは別としまして、小野田地区のほうでいわゆる家路の鐘と厚狭の複合施設におきましても、今言われたように以前はそういう状況であったと思うんですが、その後、施設の整備に伴いましてJアラートの同報装置が残っておりますので、これのテストとかこれを活用する形でミュージックサイレンが鳴っているだけの状況であろうと思います。市としましては、やみくもにそういったものを増やすということではないということです。

宮本政志委員 実は二つ三つ質問を考えてきたんですけど、先ほど部長二人の御説明でちょっと質問がなくなったんで、ちょっと確認させていただきたいんですけど、実は以前の委員会でも私は、Jアラートがこの請願に対しても今日の委員会の中でも中心になっていますけれども、基本的には先ほど芳司部長がおっしゃったJアラートよりも、やはりもっと有効的なものが、携帯電話での災害メールあるいは防災ラジオ、こういったことも以前の委員会でも申し上げたんです。今そういうふうに部長がおっしゃって、実は私、先日、防災士の資格を取るために講習を長時間受けて、その講習の中でも防災メールとかJアラートのことも結構勉強させてもらったんですけど、やはり今部長もおっしゃったようにJアラートも確かにいいんです。いいんですが距離や天候や風向きとかいろいろなところを考えると、やはり防災メールあるいは防災ラジオ、そういった普及のほうが好きようなことで、私は一緒だなというふうに受け止めたんです。そこで、昨日、請願のときに質問すれば良かったんですけど、埴生地区で携帯の不感地域は、当然防災メールをさあ送りましょうというときに、携帯が入らんということで、送っても入らなければ受けられませんから、そういった不感地域というのは把握していらっしゃいますか。

芳司総務部長 携帯電話の不感地域につきましては、たしか厚狭の奥のほう、美祢との境の辺りだけであったと思っております、埴生につきましては

そういった地域はないという認識です。

宮本政志委員 ちょっと余りにもJアラートのほうにずっといっているんで。

もう一回くどいですが確認で、やはり防災メールとか防災ラジオをきちんと普及させて、そういったところでまずは緊急時に伝達するという方向ということで確認したいんですが、よろしいんですね。

芳司総務部長 今言われましたように私どもとすれば防災ラジオであるとか携帯を活用した形の中で、できるだけ全市民に情報が届くような形に努めていきたいということです。

高松秀樹委員 モーターサイレンの出力は、先ほど部長が言った2.2キロワットですね。結構大きいんですね。例えば、今小野田側で流れている家路の鐘というのは、普通のトランペットスピーカーが付いているんですか。それとも同じようなものが付いているんですか。なおかつこの家路の鐘ってどこまで聞こえているんですか。どこにスピーカーがあつてどこまで聞こえているんですか。

芳司総務部長 家路の鐘の出力については、ちょっと確認しておりませんが、現段階ではこの庁舎、商工センター、きらら交流館の3か所に家路の鐘は付いております。恐らく日によっても気象状況によっても違うんだらうと思うんですが、かなり広範囲には届いているという話も聞きますし、この庁舎屋上に上がって見ていただければ分かると思うんですが、たしかラッパが六つ付いているほうだったと思うんですが、この音が、うちの職員で厚南の際波台に住んでいる者もいるんですが、日によっては聞こえるということも聞いてはおります。日によって全然違うんだらうと思いますが、ある程度の広さには届いているのかなという認識です。

高松秀樹委員 家路の鐘のほうの音が鳴るシステムの問題なんですけれど、例

えば、こういうメロディー以外にサイレンを鳴らすこともできるんですか。

芳司総務部長 申し訳ありません。それが可能かどうか、ちょっと分かりません。

高松秀樹委員 今回の請願の願意は、そういった防災のときとか時報のときとかに知らせるという意味合いだと思うんですよね。だから、今あるモーターサイレンをそのまま設置してくれということを直接的には書いてあるんですが、実質的には今私が言うたようなこと、現実そういう代替措置ができるのかなと思って聞いてみたんですが、それはちょっと今調べてみると分からんということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）なるほど、分かりました。

伊場勇副委員長 昨日参考人の方から、サイレンについては最近余り苦情がないということをお聞きしたんですけれど、現状、市のほうにそういう苦情は入っていますか。

城戸市民部長 以前、このサイレンにつきましては、午前、正午、夕方の3回吹鳴されておりましたけれども、以前、平成21年ぐらいだったと思いますが、近隣の方から健康被害とかそういったことがありまして、当時調整させていただいて、現在夕方6時のみの、それも時間を短縮して吹鳴させておりますので、現在特にそういう苦情というのは市民部には寄せられてはおりません。

伊場勇副委員長 現在、サイレンは夕方6時に一度鳴っているわけですよね。建て替わるときになくなりますということで、今必要なものであれば残せばいいじゃないかということが参考人の方がおっしゃっていたことだと思うんですけれども、今サイレンは埴生地区について必要だという考え方でよろしいのでしょうか。

城戸市民部長 サイレン設置のそもそもの過去の経緯から遡ってみましても、明らかにこれは防災的な観点から設置されていると。先ほど総務部長も申し上げましたけれども、その機能のチェックとといいますか、そのために鳴らしていたというのが現実だろうと思います。それが朝8時半、昼、夕方6時ということで、埴生地区の方にとってはそれが時を告げるものとして慣れ親しまれてきたのかなというのは当然認識しておりまして、現在の夕方6時に数秒間鳴らすのみで、市民部としては、その時を告げる目的のみでサイレンを鳴らすことは、もう市としては必要ないんじゃないかという考えがあります。特に今回、埴生の複合施設につきましては平屋建てということもありますので、現在の2.2キロワットの大音量の物を平屋建ての上に直接置くのもどうかという考えもありますけれども、そういったサイレンとして防災機能を持たせるということであれば、やはり目的をしっかりと設置しないと。時を告げるのみの機能のものは必要ないと思っておりますけれども、様々な観点からその防災上の必要性でモーターサイレンが必要ということであれば、そういった明確な目的を持って設置すべきというのが私どもの考えです。

伊場勇副委員長 はい、よく分かりました。先ほど現状の2.2キロワットの今動いている機材は、もう古い物で部品もなくて、動かすことが難しいということだったんですが、動かせることは動かせるんですか。動かすのも無理なんですか。

城戸市民部長 私も実際にはしごで上がって見てみましたけれども、やっとうやく製造メーカーの名前がかろうじて認識できるような、もうさびついた状態です。移設ができるかできないかということではありますが、移設はもしかしたらできるかも分かりませんが、果たして移設した後どれぐらいの期間もつのかとか、直ちに故障してしまう、それとちょっともう1点言われたのが、基盤があるんですがそれが非常に老朽化しておりまして、もしかしたらそこから発火するような危険性もあるので、メ

一カーとしてはお勧めできませんという御回答をいただいたところです。

高松秀樹委員 そのモーターサイレンって幾らぐらいするんですか、価格は。

城戸市民部長 価格までは調べておりませんが、かなりその種類によっては相当開きがあるかと思えます。

高松秀樹委員 モーターサイレンって、例えば時報、サイレン、今どうやって鳴らしているんですか。

城戸市民部長 埴生支所内にタイマーのスイッチがありまして、タイマーで自動的に夕方6時にサイレンが鳴るようにセッティングされています。何かあった際には、直接手動で鳴らすようになろうかと思えます。

高松秀樹委員 小野田側にある家路の鐘について、防災行政無線と関連性はあるんですか。

芳司総務部長 同一の基盤を使ってということではありませんので、相互に連携というのはないと考えております。

河野朋子委員長 ほかに質疑はありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、詳しく説明していただきましたので、以上で質疑は終わりたいと思います。退室をお願いいたします。

（執行部退室）

河野朋子委員長 はい、それでは委員会を再開いたします。審査内容1番の請願第2号につきまして、請願者の意見も聞き執行部からの説明も受けましたので、この件について審査したいと思えますので、まず委員間で意見を出し合いたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

伊場勇副委員長 小学校跡地移転計画は、先ほど尾山部長の答弁にもありましたように、計画を策定するに当たり予算が関わってくるというところで、平成32年の当初予算後の計画になるであろうというところは私も十分理解できますし、その請願書の中身も通学路についてのことも幅広く書いておられます。全てを採択するというわけではなくて、地元の声は引き続き教育委員会としては聞いていくということもありましたので、趣旨採択が妥当なんじゃないのかなと思います。

河野朋子委員長 今、中身について全面的な採択については少しというような多分意見だったと思いますが、それに対して反対賛成どちらでも意見を出していただければと思います。

高松秀樹委員 請願内容を見てみると何点かあるんですが、まず1番のところはどういうふうに書かれているかという、具体的な説明をお願いいたしますということです。2番目は具体的な計画を提示願いますと。3番目4番目の交通安全確保又は石碑の設置については、先ほどの行政からの聞き取りによると、検討をしておることから考えると、請願そのものは採択の方向でいいんじゃないかなと思っております。

河野朋子委員長 採択すべきではないかといった意見です。いかがですか。

笹木慶之委員 今回のこの請願の趣旨と請願内容について、もう一度皆さん見ていただきたいんですが、趣旨についてはいわゆる小学校の移転・跡地の管理・活用ということなんですよ。ところが、請願内容についてはそれ以外の項目が多少入っておるということで、若干ここに違った表現もされているということがあります。それからもう一つは、先ほど財政上の問題がありましたが、これはやっぱり執行部とすれば現時点で予算を示すということは不可能だということなんですよ。それは、るる担当部長から説明があったように必要とする手続を取った上で、その結果

論として表現するということであって、非常にタイムラグが出てくるといことで、ここで総じてどうだということとは言えない。したがって私のほうからは、その経緯をきちっと、いわゆる親切丁寧に地元とのコミュニケーションを取りなさいよということも言ったわけですが、それらを押しなべて考えると、この請願そのものが全てうんぬんというのはなかなか厳しいかなというふうに受け止めます。ただ、小学校を移転させるというその行為に基づく跡地の問題については、やはり大きな行政課題であろうと思いますので、それを受け止めた形の中での採択という方法がいいんじゃないかなと思っております。

河野朋子委員長 笹木委員からも、請願の内容がそもそものことから少し外れたり、あるいは実現不可能なことも中身に入っているので、その辺りを考慮しての採択、つまり趣旨採択ということだと思えますけれど、そういった意見も出されておりますがいかがでしょうか。（「趣旨採択」と呼ぶ者あり）という今の意見はそう受け止めましたが、いいですかね。

笹木慶之委員 採択は採択なんですが、後はいわゆる願意を尊重するというこの手続は、やっぱりしっかり取るべきであろうと思います。

河野朋子委員長 という意見も出ております。ほかの方はいかがでしょうか。

長谷川知司委員 私も、やはり地元の人気持ちというのは分かります。やはり、あれだけの大きい一つの空間なりそれだけのものが、やっぱり不気味な形でおるといのは不安だといのは分かります。ですから、きちんとした対応を願いたいといのは書いてあるとおりでと思います。ただ、先ほども申したんですが、教育委員会あるいは市行政自体が計画というのはどうしても後手後手になっているわけです。もっと今後そういう計画を作るときに、こういう地元の気持ちを考慮してもらいたいということもありますので、これについては趣旨採択で行きたいと思っております。

宮本政志委員 昨日の委員会でも言いましたように、平成28年5月17日の総務委員会での質疑に対する執行部の答えと、今大きく変わっているのならまたちょっと別なんですけれど、先ほど執行部も言いましたように変わっておりませんし、今からまた計画は出てくるんでしょうから、この今の請願の内容全体を見たら、ちょっと一部どうかなっていうところもあるんですが、全体的には基本的には採択の方向ですから、私も趣旨採択ということで述べておきます。

森山喜久委員 結局皆さんと一緒になりますが、基本的には趣旨採択ということで。実際、地元の方々の意見も分かります。気持ちも分かる中で、小学校の跡地を本当にどうするのかということをもともと踏まえての計画であれば良かったのかもしれませんが、そういった状況でもない中で、ただ書かれている内容が多岐にわたり過ぎているという状況でいえば、趣旨のところを含めて採択していくべきなのかなってちょっと思います。

河野朋子委員長 今お聞きしますと、趣旨の採択という意見が多かったように思いますが、高松委員、何かいかがですか。

高松秀樹委員 そもそも今回の請願内容見てみると、議会がなかなか結論を出しにくい内容になっていると思います。つまり、これは行政側に対しての要望がそのまま議会に来ているという形になっておるんですが、私からすると、今皆さんが趣旨採択だという話ですが、この趣旨採択の趣旨とは一体何なのかを教えてくださいたいと思います。

河野朋子委員長 いかがですか、趣旨採択という意見を出された方で趣旨ということについてどうなのかと高松委員から出されましたが。

笹木慶之委員 趣旨採択とは、願意は相当であるけれども実現性の面で確信が持てない部分があるということですね。しかしながら、不採択とするこ

ともできないとして取られる方法と明記されています。したがって、先ほど私が言いましたように、願意は妥当であると。要は地元の声の重みというか皆さんが思っておられることは妥当ですよということを申し上げたわけです。

高松秀樹委員　そこで質問ですが、今回の請願書の願意というのは、今5人いらっしゃるんですが、どこが願意だということになるんでしょうか。

笹木慶之委員　埴生小学校の移転に当たって、諸問題あるいは不安が発生しておるという状況下で、施設の撤去に際して撤去後の管理計画あるいは利用計画といったもの、ただ予算計画とかありますけれども、そこまでは難しいと思います。それが示されていないので、それらを受け止めてきちっと対応してほしい、というところが市民の声だと思います。

伊場勇副委員長　願意は笹木委員が言われたとおりだなと思います。この請願が小学校の跡地移転、移転した跡地をどうするかという計画書の請願書の中に、通学路の話はまた別の問題ではないのかなと考えます。ですので、全てを採択するとこの通学路についてもこの請願の一部としてみなさなきゃいけない。そこはちょっと違うんじゃないのかなと考えます。

高松秀樹委員　請願というのは事務局が受け付けた以上、内容は正当だということを経会は理解すべきだと思います。今副委員長が言われたのも3番に交通安全確保対策をお願いしますって書いてありますので、これを一つ捉えて今副委員長が言われるようなことにはならないと思っています。そしてその願意のところですが、説明がありまして管理計画、利用計画、まあ予算計画はともかくとしまして、これをついていう話なんです、それに対して請願内容は単に具体的な説明をお願いしますというにとどまっておりますので、これは議会が採択をして執行部に送付すべきだと思っております。

笹木慶之委員 先ほども聞いたんですが、要は4番までの請願のお願い事項は分かるんですね。それを具現化する。いわゆる5番で予算計画を検討され、それをお示しく下さいと。早く言えば予算措置しなさいよ、どうするのか、示してくれということが出されている。しかし、それは現実的には難しいと判断します。だからそこまでは難しいけれども、先ほどの教育委員会の説明の中にあつたように、前に向かって取組を進めていくという、その方向性はあるわけですからね。ただ、ここに書いてあるものまで求められると、それは難しいんじゃないかなというところで、中身の多少のブレは、それはそれとして思いつつも、そのような判断のほうがいいんじゃないかというふうに理解したわけです。

高松秀樹委員 せっかくの自由討議なので若干時間をいただいて。笹木委員が言われるのは、5番についてはなかなか難しいから、これも含めて採択はできないという話ですか。予算計画という言葉があるのでということになるんですか。

笹木慶之委員 これを読み取ると、1番から4番は全部5番を背負っているんですよ。1番も予算、2番も予算、全て予算になっている。だから、全ての項目に荷物を課せられたわけ。その荷物は背負えんよというところですから、いつやるのか、幾らでやるのかというところまでは踏み込めないと考えれば、5番を切り離して考えるということではないですよ。全部予算が伴い、経費が発生しますと書いてあるわけで、御存じなわけです。だけど、やる、やらないという口先のことではなしに、予算を示して表現せえと言っているわけですから、予算は無理だよというところですよ。ということで趣旨です。

高松秀樹委員 おっしゃることはよく分かります。しかしながら、趣旨から請願内容を見てみると、若干一貫性のないところがあつて、笹木委員が言われたところも、よく請願内容を見返すと、例えば跡地周辺の土手、草刈り、整備は誰が何回行うのかと示してほしいという、単にそれだけの

請願であると思っています。しかしながら、言われるように5番に1、4の事項については経費等が発生しますと、つまり、これはもう行政がやるんだよという書き方もしてあって、ここはなかなか僕も読み取りにくいんですが、そうであれば、私もこの5番の予算計画というのはいかがなものかと思っていますので、5番を除いた一部採択というのも可能性はあるんじゃないかと思っています。

河野朋子委員長 委員のほうから新たに一部採択というような提案もありますが、その点について皆さんはいかがでしょうか。

笹木慶之委員 ほかの人と言われんからね。もう一点は、先ほど言いましたように趣旨と請願内容というところ。今回のタイトルと中身の部分で、伊場委員も言われたけれども、これは別口で請願というか、したほうがいいんじゃないかと思われる部分も実はあるわけです。それらを複合的に考えた場合、やはり一部採択ということではなしに、趣旨採択で大きく認めて、そして教育委員会が必要なところをきちんと受け止めてもらうという形で臨んだほうがいいんじゃないかなと思ったわけです。

高松秀樹委員 概ね理解していますが、一つだけ再度言わせてもらおうと、別口で請願したほうがいいんじゃないかという話ですが、先ほど申しましたように事務局が平穩に受け取った以上、これは議会で審査するものだというので考えると、これは一体化していると理解していますので、そういう理由で趣旨採択という形はどうなのかなという気はしています。しかしながら、僕も5番の予算計画というの、先ほど行政の聞き取りもしましたが、ここは非常に気になるところです。これも含めて全部採択というのは難しいかなと、皆さんの意見を聞きながら思っています。

河野朋子委員長 いろいろ意見を交わす中で、少し考えも変わられたような気もしますが、改めて何か意見があればお聞きします。大体皆さん出そろいましたか。確認ですが、皆さんの意見をお聞きすると、この請願につ

いては全面的に採択というわけにはいかないけれど、願意を認め、受け入れて、趣旨を採択するという選択がいいのではないかという委員の皆さんの意見かなと思いましたが、この請願について趣旨採択をするということで、皆さんにお諮りしたいと思いましたがいかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしということで、請願第2号については趣旨採択をするという結論に決しました。続きまして、請願第3号について、これも請願者の意見、そして執行部からの説明も聞きましたので、この件について委員間で意見を交わし、結論を出したいと思しますので、委員の皆さん方よろしくお願ひいたします。御意見を願ひします。どうでしょうか。執行部からの説明も聞いたところで、サイレンについての請願はどのようにしましょうか。意見を出していただいて結論に結び付けたいと思しますので、皆さん活発に意見を出してください。

長谷川知司委員 この請願につきましては、埴生地区の特殊性と考えております。市全部に当てはまるということはちょっと無理であるし、必要ないという考えを持っています。今までの経緯の中で、埴生という歴史があって、その中からこのような形で来たのであれば、その気持ちは付度できると思えます。ただ、それを実行に移すかどうかということまでは、私はそこまで議会としては判断できないんじゃないかなという気持ちで、私としては趣旨だけは尊重しますよということで、趣旨採択ということで行きたいと思えます。

宮本政志委員 私は、この請願が仮に今の施設をそのまま残す、あるいは移設して使うとか、時報を知らせる目的でということのみでしたら採択の考えを持ちますけれども、やはり災害時のJアラートの観点から、災害時ということも出ていますので、そういった意味では全体的なこと考えたら、不採択及び採択というよりは、私は趣旨という方向で考えています。

河野朋子委員長 今、趣旨採択はどうかというような二人の意見が出ておりますが、ほかの方は。

笹木慶之委員 長谷川委員が言われたように埴生地区に長い間、生活に密着した一つの行政手法として、このサイレンという方法があったということですが、時代の流れ、あるいは住民要望に基づいて行政対応も随分変わってきているということは、まず現実の問題として一つだろうと思えます。二点目は、今行政が取り組んでいるこういった放送設備については、やはり防災の観点から取り組んでいるということは先ほどの説明からも分かりました。防災の中における形とすれば、先ほど担当部長からありました、携帯電話、あるいは防災ラジオ、そしてJアラート等々あるわけで、それを複合的に使っていくということを言われたわけです。そういう施策を進めていくということを、すでに議会の中でも発言し、しるべき広報活動も、広報の中にも掲げてきているということは皆さん御存じのことだろうと思うんですが、そういう中であって、この問題が出てきたということです。新しい複合施設に既存の施設を移設してほしいという思いがあるということから出てきたわけで、それについても担当部長から状況報告がされました。二つあって、一つはもう機能破損している。もう一つは移設が可能かどうか分からないけど、たとえ移設したとしても補修する部品がないとか、あるいは、ややもすると災害を引き起こすような状態であるという説明までされました。とすれば既存のものを移設するということは議会としてGOを出すわけにはいかないということになります。そういったことを押しなべて考えたときに、やはり地元の皆さんの防災上の管理の問題、それから市全体における防災の取組の状態等々考えた中で、やはり皆さんの気持ちは大事にする、いわゆる請願が出てきた背景というか、趣旨は理解するという事の中で、後はしっかりした行政対応してもらおうということを含めて、趣旨採択ということにしたいというふうに思います。

伊場勇副委員長 埴生という地域はJアラートを持たない地域でありまして、海沿いでもあり、現に平成11年に高潮で大きな被害をこうむって、やはりその記憶はまだ皆さんの頭に残ってしまっていて、いつ来るんじゃないだろう

か、そろそろ来るんじゃないかというふうな思いの中、日々生活をされております。このサイレンは、埴生地区にとって生活の中に一部として今までできていの中で、私は採択するべきではないかなと思っておりましたが、先ほど執行部のお話を聞いて、今あるものがそのまま移動して使えるのであれば、それはもう今必要だと思ってやっていることなのでやるべきだというふうに思っておりましたが、笹木委員からもありましたけれども、動かさないほうが良いとメーカーのほうが、専門家がそういうふうに言っているというところと、あと部品も今のサイレンの機材はもう作っていないということで、今すぐ動かして、使用して、またすぐ壊れて新しく買うよりも、今不安になられている、例えば海沿いのところに特化したサイレンのシステムを作るなど、今以上のものを今いいタイミングだと思うので、これからまた市民の声を聞きながら考えることが必要なのではないのかなと思います。ですから、継続してやるということも、複合施設に付けるというところも、また違う考え方、やり方をみんなで考えながらしていくのがいいかなと思いますので、全てを採択という部分ではなくて、必要性は十分にあると思いますので、その趣旨を採択したいと思いますので、趣旨採択が私は妥当ではないのかなというふうに考えます。

森山喜久委員 私のほうも気持ちは分かるなという形の分で、平成11年の災害という形の分で、皆さんそういう心配をしていたという形の分がある中で、ただ、執行部からの話があったように、今は防災ラジオ、メール配信が一番いいと。その後にJアラートも含めて既存施設を活用していくのをやっていくような形の分を研究中という形の分で、多重的にやっていくというふうな形の方針がある中で、そこがもし確立されるならば、結局サイレンという部分が本当に要るのかどうなのかという話になってくるのかなというふうにちょっと思っています。サイレンだけという話ではなくて、防災面で言えば多重的な分は生かしていくというふうな形の分の方向性を示してもらおうというふうな形の分を含めてやっていく形のほうが必要なのかなというふうなところはありますので。ただ、埴生

地区のほうでも、そういった形の分の不安の声があるというところを執行部に再認識していただきながら、またこちらのことを、その趣旨をちょっと理解してもらおうという形の分での趣旨採択というふうな形の分、私のほうも意見を述べさせていただきます。

河野朋子委員長　ほかにはよろしいですか。大体お聞きしたところによりますと、先ほどの執行部の説明を聞いて、実現性も確認した中で、皆さんの意見は全面的な採択は難しいので、願意を認めてというか、願意を尊重して趣旨採択はどうかというのが大方の意見だったようですが、そのように取り計らいたいというふうには思いますが、その件についてはいかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしということでしたので、この3号につきましては、趣旨採択ということで決定します。続いて、審査番号4番についてです。市立小中学校の空調設備に使用されるエネルギーについて。これも先日、請願人から意見も聞きまし、昨日の分科会の中でエアコンの設置について担当課との質疑を終えたところですので、これについてどのような結論を出すのか、ここで御意見を伺いながら決定したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

長谷川知司委員　請願された方そして執行部の方の意見、そして気持ちを聞いたところ、まず第一優先は来年の7月までに間に合わすということが第一です。それが可能であれば、この請願書の内容でありますリスク分散、これはやはり必要なことでないかなと考えております。そういうことから、この請願書は採択するのが妥当かなと考えております。

森山喜久委員　昨日、請願者、執行部から話をいただいた、その部分で共通しているのは、来年6月までに完成して7月から稼働するんだという前提条件の中であるのは間違いありません。その中で、請願者のほうからも、夏までには間に合う、できるという発言がある中で、ある意味ガスを使う優位性も示される中で、こちらのほうは検討していく必要はあると思っています。その点を含めて、イニシャルコストが若干高いとい

う形の部分がある中で、ランニングコスト的な部分の優位性、昨日長谷川委員も言われたように、10年間比較したらどうなのかというところもある中で言えば、そこを比較しながらどういうふうな状況になるのかというのを検討した中で、見ていていただくことが必要とと思っていますので、こちらは採択すべきだと思います。

河野朋子委員長 今、全面的に採択というような意見がお二方から出ておりますが、ほかの方で意見がありますか。

笹木慶之委員 昨日、随分時間を取っていろいろ審議をしました。請願者からのことも当然ながら、それを受けて執行部ともいろんな形で確認したわけです。その中で、やはり議会としての立場は、これまでの審議の中で附帯決議までして、早くやってほしいという要望をしてくれて、それを受けて執行部も動いたと理解していいと思うんですが、そういう経過の中でいけば、絶対的に期限は守っていただきたいということです。それを背景に、教育委員会はいろいろ検討しておりますが、その中に当然のこととして電気だけではなくにガスのことについても、状況が整えば協議はきちっとする、続けていくと明言されました。私のほうもそこまで言われるんだったら信用しますよと。「できますね」と言ったら「そうです」ということまでありましたから、これからしっかりその辺りの対応がされると思っています。請願者のほうの願意をもう一回確認しますと、やはり分散導入ということを持っておられる。2点目は安定した熱源の利用。3点目は災害が起こった場合の被害、対応の分散。そして、さらには市内業者あるいは経済活性化のためのいわゆる地域産業の育成ということを言っておられて、何らその辺りの漏れはないと思います。したがって、これからの教育委員会の取組を昨日確約したわけですから、そのようなことを含めて考えれば、採択でいいんじゃないかなと思います。

河野朋子委員長 ほかに御意見があれば。（「なし」と呼ぶ者あり）今、皆さんの意見では全面的に採択すべきということで伺いましたので、そのよ

うに結論付けたいと思いますが、いかがですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、この請願第4号につきましては採択するという事で決定したいと思います。以上で請願について終わり、閉会中の継続審査事項について議題といたします。お手元にあります閉会中の継続調査事項について決定したいと思いますが、これについて何か新たに加えることとか変更することがあれば、ここでしたいと思います。

笹木慶之委員　ここで言うべきかどうかというのもあるんですが、正式な場所で言っておったほうがいいと思うんですが、この閉会中に総務文教常任委員会として、現地に赴いての研修・調査を実施していただきたいと思います。もちろんこれはこれからの協議にもよりますが、今思っているのは、まちづくりの大きなテーマであるシティセールスの問題、あるいは教育関係における小中一貫校あるいは連携校という問題、もう一点は地域と学校の関係、地域の中での学校づくりいわゆるコミュニティ・スクールの関係です。そういったもの等、もっと調査しながらそれを踏まえた提言をしていきたいので、御検討よろしくをお願いします。

河野朋子委員長　今、そのような意見が出ましたが、ほかの方は。特にないですか。そういった提案もありましたので、具体的な先進地などがあれば、是非出していただいて委員会で検討して決定したいと思います。この調査事項については、これで決定してよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、このように決定したいと思います。以上で、総務文教常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前11時25分 散会

平成30年（2018年）12月6日

総務文教常任委員長　河野朋子